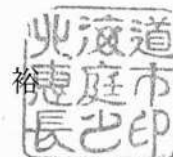


恵庭市建設工事執行規則及び恵庭市契約事務規則の一部を改正する規則を次のとおり改める。

令和 7 年 8 月 5 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 9 号

記

恵庭市建設工事執行規則及び恵庭市契約事務規則の一部を改正する規則

(恵庭市建設工事執行規則の一部改正)

第 1 条 恵庭市建設工事執行規則（昭和 4 5 年 6 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 17 条（略） (適用除外) 第 18 条 この規則は、第 10 条及び第 16 条の規定を除き、工事 1 件の設計金額が <u>130 万円</u> に満たない建設工事については適用しないことができる。	第 1 条～第 17 条（略） (適用除外) 第 18 条 この規則は、第 10 条及び第 16 条の規定を除き、工事 1 件の設計金額が <u>200 万円</u> に満たない建設工事については適用しないことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市契約事務規則の一部改正)

第 2 条 恵庭市契約事務規則（平成 9 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 26 条（略） (最低価格の入札者を落札者とししない場合) 第 27 条 施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定	第 1 条～第 26 条（略） (最低価格の入札者を落札者とししない場合) 第 27 条 施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定

現行	改正案
に基づいて落札者を決定することができる契約は、予定価格が <u>130 万円</u> を超える工事又は製造の請負並びに予定価格が <u>50 万円</u> を超える工事に係る土木、建築設計、監理、地質調査及び測量業務の契約とする。 2・3（略）	に基づいて落札者を決定することができる契約は、予定価格が <u>200 万円</u> を超える工事又は製造の請負並びに予定価格が <u>100 万円</u> を超える工事に係る土木、建築設計、監理、地質調査及び測量業務の契約とする。 2・3（略）
第 28 条～第 41 条（略）	第 27 条～第 41 条（略）
（随意契約の限度額） 第 42 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約によることができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格が当該各号に定める額以下の額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130 万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80 万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40 万円</u> (4) 財産の売払い <u>30 万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30 万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50 万円</u>	（随意契約の限度額） 第 42 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約によることができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格が当該各号に定める額以下の額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200 万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150 万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80 万円</u> (4) 財産の売払い <u>50 万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50 万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100 万円</u>
第 42 条の 2～第 50 条（略）	第 42 条の 2～第 50 条（略）
（契約書作成の省略） 第 51 条 第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく契約に関するものを除く。 (1) 工事、製造その他の請負契約(委託契約を除く。)で、契約金額が <u>130 万円</u> 以下の契約を締結するとき。 (2) 物品購入契約で、契約金額が <u>80 万円</u> 以下の契約を締結するとき。 (3) 委託契約で、契約金額が <u>50 万円</u> 以下の契約を締結するとき。	（契約書作成の省略） 第 51 条 第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく契約に関するものを除く。 (1) 工事、製造その他の請負契約(委託契約を除く。)で、契約金額が <u>200 万円</u> 以下の契約を締結するとき。 (2) 物品購入契約で、契約金額が <u>150 万円</u> 以下の契約を締結するとき。 (3) 委託契約で、契約金額が <u>100 万円</u> 以下の契約を締結するとき。

現行	改正案
(4) 前 3 号に規定する契約以外の契約で、 契約金額が <u>30 万円</u>以下の契約を締結する とき。 (5)～(8) 略 第 52 条～第 79 条 (略) (部等において行う契約) 第 80 条 前条の規定にかかわらず、部等の所 掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げ る契約に関する事務は、事業を主管する部等 において行うものとする。ただし、価格その他 において調整を要すると総務部長が認める契 約については、当該部長等と協議して決定す る。 (1) 1 件の予定価格が <u>130 万円</u>以下の工事、 製造その他の請負契約(委託契約を除く。)、 1 件の予定価格が <u>50 万円</u>以下の委託契 約、1 件の予定価格が <u>30 万円</u>以下の販売 を目的とする物品又は不用品の売却契約、 1 件の予定価格が <u>80 万円</u>以下の物品の購 入契約、1 件の予定価格が <u>40 万円</u>以下の 物件の借入契約その他の契約 (2)～(10) (略) 2 (略) 第 81 条～第 86 条 (略)	(4) 前 3 号に規定する契約以外の契約で、 契約金額が <u>50 万円</u>以下の契約を締結する とき。 (5)～(8) 略 第 52 条～第 79 条 (略) (部等において行う契約) 第 80 条 前条の規定にかかわらず、部等の所 掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げ る契約に関する事務は、事業を主管する部等 において行うものとする。ただし、価格その他 において調整を要すると総務部長が認める契 約については、当該部長等と協議して決定す る。 (1) 1 件の予定価格が <u>200 万円</u>以下の工事、 製造その他の請負契約(委託契約を除く。)、 1 件の予定価格が <u>100 万円</u>以下の委託契 約、1 件の予定価格が <u>50 万円</u>以下の販売 を目的とする物品又は不用品の売却契約、 1 件の予定価格が <u>150 万円</u>以下の物品の購 入契約、1 件の予定価格が <u>80 万円</u>以下の 物件の借入契約その他の契約 (2)～(10) (略) 2 (略) 第 81 条～第 86 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の恵庭市建設工事執行規則及び恵庭市契約事務規則は、令和 7 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

